

◆第7回協議会（H26.8.1）論点の整理

●第14条 まちづくりと地域コミュニティ

市民は、**自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団**（以下「地域コミュニティ」という。）が、市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に参加することにより、これを守り育てるように努めるものとしします。

2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ、連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとしします。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> 茂原市の現状を踏まえ、もっと横のつながりをつくるか、人材育成を活性化していくという意味合いなどを盛り込んでもよいのではないか。
自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団	<ul style="list-style-type: none"> 列挙するということには、重みがある。この3つだけでよいのか。事業者や企業が入っていても、おかしくはない。 NPOが何を指すのかが不明確。

●第15条 地域コミュニティの育成・支援

市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めるものとしします。

2 市は、市民や地域コミュニティに対して、市民自治によるまちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供します。また、多様な市民が参加できる環境整備に努めるものとしします。

ポイント	論点
市は	<ul style="list-style-type: none"> 主語が市のみになっているが、育成・支援は、市だけの役割ではない。市民が市民を育て、市民が市民を支援するということを、相当増やしていかなければ、今のコミュニティの枯渇状況は克服できない。

●第16条 地域におけるまちづくり

地域におけるまちづくりは、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で「地域まちづくり協議会」を設置し、まちづくりを進めます。

2 地域まちづくり協議会の構成員は、その地域に居住する個人またはその地域で活動する**自治会、地区社協、長寿クラブ、NPO、ボランティア団体、民生委**

員・児童委員などの団体とします。

3 市は、地域まちづくり協議会の設立と運営にあたって、適切に役割を分担し、**地区担当の職員を配置するなどの**支援を行います。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> 手を挙げても誰も応じないかもしれないということについては、多々あり得る。一つには、立ち上げ方の問題もある。 地域ごとに抱えている問題を洗い直していく中で、「どれを自治会で、どれをもっと大きい単位で」というように、いろいろな形で見直していくというプロセスを重ねながら、横のつながりを導入していく必要がある。 立ち上げ方と行政による支援のあり方がポイント。香取市の場合は、地域担当職員制度、支援センターなどの仕組みをセットとして提供したことが功を奏した。
自治会、地区社協、長寿クラブ、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの団体	<ul style="list-style-type: none"> 列挙した方がいいのか。自治体によっては、全部フリーにしているところもある。
地区担当の職員を配置するなどの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的に書くことはできなくはないが、書いてしまうことが本当に良いのかどうか。地域の団体と行政が今後どういう関係を持つていくのかを見通しておかないと、単にスキルばかり先行してもあまりうまくいかないのではないか。

●第17条 住民投票

市長は市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施するものとします。

2 市長及び議会は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重するものとします。

3 住民投票に付すべき事項、投票手続き、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は別途条例で定めるものとします。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> 第4章の地域でのまちづくりとは意味合いが異なる。本条をどこに位置付けるべきか。